

瀬戸市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月24日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第38号

瀬戸市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成24年瀬戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>瀬戸市指定地域密着型サービス事業者等の指定に<u>関し必要な事項</u>を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、<u>第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号</u>の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）及び指定介護予防支</p>	<p>瀬戸市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に<u>関する基準</u>を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項並びに同条第4項第1号及び第115条の12第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に<u>関する基準</u>を定めるものとする。</p>

<p>援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う特別養護老人ホームの入所定員</u>）</p>	<p>（<u>指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準</u>）</p>
<p>第2条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、<u>29人以下</u>とする。</p> <p>（<u>指定地域密着型サービス事業者等の指定をしてはならない場合</u>）</p>	<p>第2条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人とする。</p>
<p>第3条 法第78条の2第4項第1号、<u>第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号</u>の条例で定める者は、法人とする。</p>	<p>第3条 法第78条の2第4項第1号及び<u>第115条の12第2項第1号</u>の条例で定める者は、法人とする。</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。